

## 埼玉県脳神経外科医会会則

第1条 本会は、埼玉県脳神経外科医会と称する。

第2条 本会の事務所は、埼玉県医師会内に置く。

第3条 本会は、埼玉県医師会員にして脳神経外科診療に従事する医師及び本会が特に入会を認めた者をもって構成する。

第4条 本会の事業は、次の通りとする。

- (1)脳神経外科医療の進歩・発展の推進
- (2)社会医療制度の向上
- (3)会員の医療事故紛争への対処
- (4)会員相互の親睦連携及び社会的地位の向上
- (5)その他目的達成に必要な事項

第5条 本会に、入会を希望する者は、入会申込書（様式1）及び年会費、経歴（様式2）を添えて会長に提出する。

2 本会を退会する者は、退会届（様式3）を会長に提出するものとする。

第6条 本会に次の役員を置き、総会において会員中から選出する。

- (1)会長 1人
- (2)副会長 2人
- (3)常任理事 若干名
- (4)理事 若干名
- (5)監事 若干名

第7条 会長は、本会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 常任理事は、会長・副会長と合議の上実務の補佐代行に当たる。

4 理事は、各地域を代表して会との連絡を図る。

5 監事は、会務を監査する。

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の議決を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、役員会に出席して意見を述べる事ができる。

4 顧問の任期は、会長の任期とする。

第9条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

2 役員の任期が満了しても、後任者が選出されるまでは、役員は引き続きその職務を行わなければならない。

第10条 定例総会は、毎年1回会長が招集する。臨時総会は役員会の議決又は会員の4分の1以上の要求があった場合に会長が招集する。

2 次の事項は総会の議決を得なければならない。

- (1)収支決算に関する事項
- (2)事業計画及び収支予算に関する事項
- (3)会則の変更に関する事項
- (4)その他重要な事項

3 庶務及び会計報告は、総会の承認を得なければならない。

第11条 役員会は、役員をもって構成し会長が招集する。

2 次の事項は、役員会の議決を得なければならない。

- (1)総会に提出すべき事項
- (2)会務執行に関する事項
- (3)会長が特に必要とする事項（ただし、緊急の事項が発生した場合は役員会の議決により適宜処理することができる。）

第12条 議決は、すべて出席者の過半数をもってしなければならない。

第13条 本会の経費は、会費・寄附金・その他の収入をもってこれに充てる。

第14条 本会所定の会費は、毎年4月に納入する。理由なく2年以上会費を納入しない時は自然退会とみなすことができる。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始り翌年3月31日に終る。

第16条 本会々員で慶弔を要する者がある時は、会長又はその代行が本会を代表してその意を表する。

第17条 会員中、会の名誉を毀損する行為のあった者及び本会に対する義務を著しく怠った者は、会長はこれを役員会に諮り除名することができる。

## 附則

- 1 本会々則は昭和48年1月25日より施行する。
- 2 昭和52年4月18日一部改正
- 3 平成6年7月6日 一部改正
- 4 平成8年5月16日 一部改正
- 5 平成16年4月22日 一部改正
- 6 平成22年5月13日 一部改正